

令和2年度 大江町新型コロナウイルス感染症対策関連（新築）住宅支援事業
補助金交付要綱

（目的）

第1条 町長は、県産木材の利用促進及び新型コロナウイルス感染の影響を受け、低下が懸念される県民の住宅投資意欲を喚起し、県内経済の活性化を図るため、県産木材を使用し、耐久性、省エネルギー性能等を有する住宅を建設する者等に対し、補助金を交付する事業（以下「補助事業」という。）を行う場合において、大江町補助金等の適正化に関する規則（昭和56年3月23日規則第3号。以下「規則」という）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 町内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 耐久性基準 住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「劣化対策等級」の「等級3」の基準をいう。
- (3) 一定の省エネルギー基準 住宅品質確保促進法に基づく日本住宅性能表示基準における「断熱等性能等級」の「等級4」又は「一次エネルギー消費量等級」の「等級4」の基準をいう。
- (4) 県産木材 「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む）及び認証された合板等をいう。
- (5) 県産木材使用住宅 住宅の延べ床面積1平方メートルにつき0.1立方メートルを乗じて算定した数量の100パーセント以上かつ15立方メートル以上の県産木材を使用する住宅をいう。なお、第3条第2号から第4号に規定する住宅の場合は50パーセント以上とすることができる。
- (6) 建設等 町内に自ら居住するため、住宅を新築（登記上新築と記載されるもの）又は購入することをいい、中古住宅の購入及びリフォームを除く。なお、併用住宅の場合は、住宅部分のみを対象とする。
- (7) 工事の着手 住宅の基礎の掘削工事に着手した時点をいう。
- (8) 工事の竣工 完成した日又は引渡しを受けた日のいずれか遅い日

（補助の対象となる住宅）

第3条 補助金の対象となる住宅は、耐久性基準及び一定の省エネルギー基準を満たし、次の各号のいずれかに該当する住宅とする。

- (1) 県産木材多用型 県産木材使用住宅
- (2) 寒さ対策・断熱化型（やまがた健康住宅） 「やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱」（以下「健康住宅要綱」という。）第12条第1項の規定による「やまがた健康住宅認定証」の交付を受けた県産木材使用住宅
- (3) 子育て支援型（三世代同居・近居） 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶

者)及び孫の直系世代のうち、3以上の世代が同居している世帯であって、平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯が居住する県産木材使用住宅又は平成31年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成14年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。)の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2km以下である区域、又は、親世帯と子世帯の居所が同一小学校の通学区域内である区域)内になった世帯(既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。以下「近居世帯」という。)が居住する県産木材使用住宅

(4) 移住促進型 平成27年4月1日以降に県外から町内に住み替えた又は平成23年3月11日に東日本大震災の被災地(岩手、宮城及び福島各県に限る。)に居住しており、平成27年3月31日までの間に町内に住み替え、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項の規定による転入届を大江町へ提出した世帯員がいる世帯が居住する県産木材使用住宅

2 補助金の交付は、令和2年9月1日以降に工事着手され、令和3年3月31日までに竣工する補助対象の住宅1戸につき、1回に限るものとする。

(補助金の額)

第4条 建設等に対する補助金の額は、補助対象住宅1戸につき、次に定める額とする。住宅の建設等に対して 100万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて交付申請書(様式第1号)により、町長に申請しなければならない。

- (1) 対象となる住宅の図面(案内図、配置図、平面図、断面図又は立面図)
- (2) 健康住宅要綱第6条第1項の規定によるやまがた健康住宅設計適合証の写し又は同要綱第8条第1項の規定によるやまがた健康住宅変更設計適合証の写し(ただし寒さ対策・断熱化型(やまがた健康住宅)として申請する場合に限る。)
- (3) 親世帯と子世帯双方の住宅敷地が2km以内又は同一小学校の通学区域内であることを記載した地図(ただし子育て支援型(三世代同居・近居)として申請する者が近居世帯である場合に限る。)

なお、子育て支援型(三世代同居・近居)、移住促進型、子育て支援型(一般)として申請する場合は、世帯要件を満たすことについての誓約書(様式第2号)を、住宅を購入する場合は当該住宅の売買契約書及び工事請負契約書の写しを申請書(様式第1号)に添えるものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認められた場合は、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、第7条の規定による申請内容の変更に準用する。

(申請内容の変更)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる変更が生じた場合は、補助金変更交付申請書(様式第3号)を速やかに町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者を変更するとき。

- (2) 建設地を変更するとき。(記載誤りを除く。)
- (3) 対象となる住宅を変更するとき。

(補助金交付申請の取下げ)

第9条 申請者は、第3条に規定する住宅を建設しなくなった場合は、補助金取下げ申請書(様式第3号)に第6条第1項に規定する交付決定通知書を添えて町長に提出しなければならない。

2 前項の規定により取下げを行った者は、交付決定を受けた日が属する同一年度内に再度申請を行うことはできない。

(実績報告等)

第10条 申請者は、補助金を受けようとする住宅が完成し、又は引渡しを受けた場合は、工事の竣工した日から14日以内(寒さ対策・断熱化型(やまがた健康住宅)、子育て支援型(三世代同居・近居)、移住促進型の場合は30日以内)又は令和3年3月31日のいずれか早い日に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に実績報告書(様式第4号)を提出するものとする。

(1) 県産木材の使用量のわかるものとして「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」及び「納品(出荷)証明内訳書」の写し、「やまがた県産材合板」等を使用する場合は「やまがた県産材合板」等使用報告書

(2) 世帯要件を満たす住民票(世帯主との続柄が記載されたものとし、子育て支援型(三世代同居・近居)、移住促進型の場合に限る。なお、近居世帯の場合は親世帯と子世帯双方の住民票とする。)

(3) 健康住宅要綱第12条第1項の規定によるやまがた健康住宅認定証の写し(寒さ対策・断熱化型(やまがた健康住宅)の場合に限る。)

(交付の決定の取消し)

第11条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条の規定により交付決定した補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の対象となる住宅を譲渡または他の用途に転用したとき
- (2) 補助金交付決定に附した条件に違反したとき
- (3) 第3条に規定する基準に該当しない住宅を建設したとき
- (4) 第8条に規定する者に該当することが明らかになったとき
- (5) 補助金に関して町長に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (6) 当該住宅資金を目的以外の使途に使用したとき

2 第1項第1号から第6号までの規定は、交付すべき補給金の額の確定があった後においても適用があるものとみなす。

(補助金の返還等)

第12条 町長は、補助金の交付の決定を取り消した場合においては、申請者に対し、すでに交付した補助金について、期限を定めてその返還を命ずる。

(適用除外)

第 13 条 この要綱に基づく補助金制度は、当該住宅の建設等につき「やまがた利子補給制度」を受けている場合及び受けようとする場合は、適用しない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 1 0 月 2 3 日から施行する。